

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1 サービスの相談窓口

電話番号	093-201-6627(午前9時～午後5時30分まで)
窓口担当者	林 裕子 ( はやし ゆうこ )

## 2 事業所の概要

### (1) 支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ふくし生協ケアプランセンター京築
所在地	住所 〒824-0036 行橋市南泉 1-34-25
事業者指定番号	4072600853
サービス提供地域	行橋市 京都郡 築上郡築上町

※上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

### (2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	1		1	総括(ケママネ兼務)
介護支援専門員	2		2	ケアマネジメント業務全般

### (3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜から土曜日
営業時間	午前9時～午後5時30分まで
営業しない日	8月13日～8月15日、12月30日～1月3日

## 3 サービスの内容

- (1) 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成
- (2) 要介護認定の申請代行
- (3) 給付管理表の作成
- (4) その他の介護保険制度に関する相談など

## 4 利用料金

### (1) 利用料(ケアプラン料)

【別紙 料金表】参照

### (2) 交通費

・2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

・それ以外の地域の方は交通費の実費が必要となります。

### (3) 料金のお支払い方法

- (1)のただし書きの方は、毎月、5日までに前月分の請求をいたしますので、15日までに下記口座に振込送金してお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行します。

取引銀行	西日本シティ銀行福岡支店
普通預金口座	口座番号 1761348
口座名義	福岡県高齢者福祉生活協同組合

## 5 事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 事業の目的

私たちは、「手厚く看護し、重度化し寝かせる介護」ではなく、高齢者の自立を支える介護をめざします。高齢者福祉三原則 ①人生の継続性の尊重 ②自己決定の尊重 ③

現存能力の活用が真に尊重され、誰もが生き生きと、みずからの人生の完成期をすごせる「新しい福祉社会の創造」を目指して、積極的にかかわっていきます。

このステーションは、組合員同士の助け合いや広範な高齢者の組織化と支え合いをつくりだし、それを基盤にした地域の介護力を高め、地域社会への貢献をめざします。

## (2) 運営方針

ア、介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、課題分析、介護サービス計画の作成、サービスの継続的な管理評価、その他の生活全般にわたる援助を行います。

イ、事業は、利用者の選択権に基づき、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行います。

ウ、事業の実施にあたっては、関係区、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## (3) その他

事 項	内 容
アセスメント(評価)の方法	ふくし生協版
従業員研修の有無	年数回のケアマネ業務研修

## 6 利用者へのお願い

支援事業者が交付するサービス利用票、居宅サービス計画書などは、利用者の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管して下さい。

## 7 サービス内容に関する苦情の連絡先

サービス提供に関する苦情や相談、または介護保険等に関わる相談につきましては、下記を窓口として対応します。

管理者	林 裕子	電話 0930-26-5571 FAX 0930-26-5575
-----	------	-------------------------------------

※公的機関として、以下の場所に苦情等の申し出ができます。

行橋市介護保険課	0930-25-1111(代)
みやこ町介護保険課	0930-32-8032
築上町福祉課	0930-56-0300(代)
福岡県介護保険広域連合 筑豊支部	0979-84-1111
福岡県国民健康保険団体連合会	092-642-7859

## 8 損害賠償責任保険について

居宅介護支援提供時に事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して行った対応について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための処置を講じます。なお、当事業所の居宅介護支援により、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。(当事業所の損害保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。)

## 9 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 10 感染症対策 衛生管理等

事業所は、居宅介護支援員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

## 11 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 12 サービス利用に関する留意事項

利用者及び利用者の家族等の禁止行為

(1) 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)

例)コップを投げつける／蹴る／唾を吐く等

(2) 職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為)

例)大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

(3) 職員に対するセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為)

例)必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

### 13 サービス契約の終了

- 事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、サービス契約を解除することができる
- (1) 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、支援事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービスの利用契約の目的を達することが困難となったとき。
  - (2) 利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生または再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。

### 14 支援事業者(本部)の概要

名 称・法人種別	福岡県高齢者福祉生活協同組合(生協法人)
代表者名	代表理事 花田 真人
本部所在地・連絡先	(住所)福岡市博多区中洲5丁目 1-22松月堂ビル6階 (電話) 092-282-1431 (ファックス) 092-282-1433
事業所数	居宅介護支援 4ヶ所 訪問介護 7ヶ所 通所介護(地密・認知症対応) 13ヶ所 小規模多機能型居宅介護 4ヶ所 グループホーム 1ヶ所